

2016年1月から、「特定公社債等」(*)の 税制が改正されます！

※特定公社債等とは

「特定公社債(国債・地方債・外国国債・外国地方債・公募公社債・上場公社債など)」および
「公募公社債投資信託等(公募公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託・公募社債的受益権など)」
の総称です。・・・当社販売の外国債券、MRF、MMFなども含まれます。

ポイント1 「特定公社債等」の譲渡益が課税対象になります。

ポイント2 「特定公社債等」の売買・償還損益や利子・分配金が、上場株式等の譲渡損益・配当等と
損益通算が可能に。また譲渡損失は繰越できるようになります。

ポイント3 「特定公社債等」が「特定口座」での取扱いが可能となります。

改正前

公社債等の利子等

20.315%(源泉分離課税)
上場株式等との通算不可

公社債等の譲渡損益

原則、非課税
総合課税の所得や上場株式等との通算不可

公社債等の償還損益

累進税率(総合課税)
上場株式等との通算不可

割引債の償還差益

18.378%(源泉分離課税)
他の所得との通算不可

割引債
発行時に源泉徴収

改正後

特定公社債等の
利子・収益分配金、譲渡損益・償還損益

20.315%

(申告分離課税)

- ①上場株式等との通算可
- ②譲渡損失の「3年間」の繰越控除可
- ③「源泉徴収ありの特定口座」内であれば、自動的に損益通算され、納税・還付が実行される。

割引債
償還時に源泉徴収



「上場株式等」と「特定公社債等」が特定口座で一緒に管理できるようになります！

<税制改正に関する具体例>

●2013年に外国利付債券(米ドル建債)を1米ドル100円で10万米ドル購入した場合

ケース1: 2015年12月までに売却した場合

<売却時の為替レートが1米ドル=90円の場合>

$10万米ドル \times 90円 - 10万米ドル \times 100円 = \blacktriangle 100万円 (売却損)$

→売却損は、課税上、特段考慮されません

<売却時の為替レートが1米ドル=110円の場合>

$10万米ドル \times 110円 - 10万米ドル \times 100円 = 100万円 (売却益)$

→売却益は非課税となります

ケース2: 2016年1月以降に売却した場合

<売却時の為替レートが1米ドル=90円の場合>

$10万米ドル \times 90円 - 10万米ドル \times 100円 = \blacktriangle 100万円 (売却損)$

→申告分離課税の対象となるため、売却損は上場株式等の譲渡所得や配当所得、特定公社債等の譲渡所得や利子所得と通算可能。また連年申告により損失は3年間の繰越控除可能。

<売却時の為替レートが1米ドル=110円の場合>

$10万米ドル \times 110円 - 10万米ドル \times 100円 = 100万円 (売却益)$

→源泉徴収ありの特定口座の場合、売却益からは20.315%が源泉徴収される。それ以外の場合、確定申告が必要(個人のお客様の場合、税率は20.315%)。また、上場株式等の譲渡損との通算可能。

平成27年12月末までに取得された「特定公社債等」の 特定口座への組入れについて

- 当社では、平成27年12月末現在で特定口座を開設済みのお客様が保有されている「特定公社債等」につきましては、一定の要件のもと、平成28年1月1日付にて**特定口座へ自動的に組入れ(移管)**いたします。
- 「特定公社債等」につきましては、特定口座への組入れを希望されないお客様は、お取引店までお申し出ください。
- 現在、「特定口座」を未開設のお客様まで、自動的に組入れを希望されるお客様は、平成27年12月末までに「特定口座」を開設しておく必要がございます。この場合も、お取引店までお申し出ください。

※特定口座への自動的な組入れにつきましては、「数量」および「取得価額」は、平成27年12月末現在の当社元帳によるものとします。

※他社からの振替(移管)や、相続・贈与等で取得された「特定公社債等」のうち、当社で「取得価額」が不明な場合は自動的な組入れの対象となりません。詳細はお取引店までお問い合わせください。

※なお、自動的な組入れとならなかった場合であっても、平成28年中であれば、書類等をご提出いただくことで「特定口座」への組入れが可能となる場合があります。



八十二証券

商号等 : 八十二証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号
加入協会: 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

〔お問合わせ先〕

ご不明な点などがございましたら、お取引店の担当者までお気軽にお問合せください。